証券コード　3993
2020年12月７日

株　主　各　位

東京都文京区本郷二丁目35番10号
本郷瀬川ビル4F
株式会社ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
代　表　取　締　役　　上野山　勝也

# 第８期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第８期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月21日（月曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

**１．日　　時**　2020年12月22日(火曜日)午前10時
※受付開始は午前９時30分を予定しております。

**２．場　　所**　東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館3F
TKPガーデンシティ御茶ノ水　ジョイント3A+3B+3C

**３．会議の目的事項**

**報告事項**
１．第８期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第８期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　監査等委員でない取締役４名選任の件
**第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
**第４号議案**　監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
**第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

---

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://pkshatech.com)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用、消毒液による手指の消毒等にご協力ください。また、会場において感染防止のための措置を講じることがございます。あらかじめご了承の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に重大な変更等が生じた場合には、当社ウェブサイト(https://pkshatech.com)にてお知らせいたします。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「未来のソフトウエアを形にする」をミッションに掲げ、主に自然言語処理、画像認識、音声解析、機械学習/深層学習技術に関わるアルゴリズムソリューションを展開しております。

Mobility & MaaS事業は、Smart City化に向けてリアル空間のオペレーションを知能化させていく取り組みを行っております。画像認識に関わるアルゴリズムを活用した新たなサービス・商品等の開発ニーズを受けて、アルゴリズムソリューション及びアルゴリズムソフトウエアを販売しております。また、IoT機器からリアル空間のデータを収集しクラウドに繋げた上で顧客への製品・サービス提供を行う取り組みの一環として駐車場機器の製造販売・駐車場運営事業を行っております。

Cloud Intelligence事業は、デジタル空間上で行われる処理を知能化させていく取り組みを行っております。アルゴリズムの活用による既存ソフトウエアの高度化・効率化や、オペレーションのソフトウエア化といったニーズに対応するアルゴリズムソリューション及びアルゴリズムソフトウエアを提供しております。

当連結会計年度においては、当社は引き続き特定領域におけるアルゴリズムソフトウエアの強化とバリューチェーンの垂直統合を目指す成長戦略のもと、優秀な人材の採用やアルゴリズムのラインアップ拡張、研究開発の加速などの先行投資に注力してきました。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,393,669千円(前年度比141.5%増)となりました。これはMobility & MaaS事業において、前期中に買収した株式会社アイテック（アイドラグループ３社は、2020年１月１日付けで株式会社アイドラ及び昭立工業株式会社を消滅会社、株式会社アイテックを存続会社とする吸収合併を行っています）が通年で業績に寄与したこと、またCloud Intelligence事業で各種ライセンスの販売が拡大したことによるものです。

営業利益は634,709千円(前年度比11.9%減)、経常利益は602,973千円(前年度比1.7%増)となりました。営業利益が前年同期を下回ったのは、主に期中において成長戦略に基づいた先行投資を実施し、新規事業・ソフトウエア開発に従事するリソースを拡大させたことに伴い、給与等及び地代家賃等が増加したことによるものです。また、下期において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済の停滞により、事業活動に一部遅延が発生し売上高が押し下げられた事も減益の要因となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は1,753,805千円(前年度比327.8%増)となりました。これは、保有する投資有価証券の減損処理により投資有価証券評価損を特別損失として432,170千円を計上した一方で、投資有価証券売却に伴う特別利益として2,622,221千円を計上したことによるものです。なお、減損処理を行った有価証券は、旅行関連企業へ出資し取得した投資先企業の株式です。また、当期末に一部オフィスの賃貸借を解約したことに伴い、固定資産除却損等を計上しています。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

なお、従来、当社のセグメント情報における報告セグメントは「アルゴリズムライセンス事業」の単一セグメントでありましたが、事業領域の拡大に伴い、新たな体制による経営管理を充実させる観点から当社グループの経営管理手法を見直しております。その結果、前連結会計年度より、報告セグメントを従来の「アルゴリズムライセンス事業」から、「Mobility & MaaS 事業」、「Cloud Intelligence事業」の２区分に変更しております。

(Mobility & MaaS事業)

Mobility & MaaS事業につきましては、株式会社アイテックにおいて駐車場機器の販売が堅調に推移しました。なお、下期における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の停滞により、同社が運営する駐車場の稼働率が低下したことが一部業績の下押しの要因となりました。

この結果、売上高は5,250,259千円(前年度比355.4%増)、セグメント利益は327,004千円(前年度比55.6%増)となりました。

(Cloud Intelligence事業)

Cloud Intelligence事業につきましては、アルゴリズムの活用によるオペレーションのソフトウエア化を進めるニーズが堅調に拡大しております。このような環境の中、アルゴリズムライセンスの積み上げを図るとともに、自動応答エンジン「BEDORE」を中心としたアルゴリズムソフトウエアの拡販を進めました。また、成長戦略に基づいた先行投資を実施し、新規事業・ソフトウエア開発に従事するリソースを拡大させたことに伴い、給与等及び地代家賃等が増加しました。なお、下期における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の停滞により、一部顧客からのソリューション案件の受注時期が想定より遅延するなどの影響がありました。

この結果、売上高は2,167,414千円(前年度比13.6%増)、セグメント利益は477,493千円(前年度比29.9%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、489,716千円であり、その主なものは工具、器具及び備品及びソフトウエアであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存クライアントの契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客サービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

② 社内環境の整備

品質・価格・納期・安心・安全すべての面で、高いレベルの価値と満足を提供することを使命としており、永続的な会社発展のためには従業員が働きやすい環境をつくることが不可欠であると考えております。

業務の効率化や従業員が安心して働くことのできる職場環境を整えることにより、従業員がより働きやすい環境をつくるように取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは事業内容の進化、グループ会社の増加により、事業・組織両面での成長を続けている段階にあって、グループ全体での業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社及び子会社・関連会社との適切な連携を前提としたバックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、企業規模の拡大に適う、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループはシステム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑤ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上でクライアントにサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。そのため、安定性の高いサービスを提供する上では、顧客及びトラフィック等を考慮したサーバ増設等の設備投資やサーバ管理を行っていくことが重要であり、今後も引き続きシステムの安定性確保及び効率化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区　分 | 第５期 | 第６期 | 第７期 | 第８期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| | 2017年９月期 | 2018年９月期 | 2019年９月期 | 2020年９月期 |
| 売上高　(千円) | 934,057 | 1,503,509 | 3,061,469 | 7,393,669 |
| 経常利益　(千円) | 384,199 | 588,242 | 592,630 | 602,973 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益　(千円) | 268,305 | 611,358 | 409,990 | 1,753,805 |
| １株当たり当期純利益　(円) | 12.49 | 23.55 | 15.00 | 57.79 |
| 純資産　(千円) | 5,539,270 | 6,201,356 | 26,652,911 | 27,439,040 |
| 総資産　(千円) | 5,852,657 | 6,734,406 | 30,421,682 | 31,904,686 |

(注)2017年５月19日開催の取締役会決議により、2017年６月７日付で普通株式１株につき1,000株の割合で、また2019年2月13日開催の取締役会決議により、2019年３月１日付で普通株式1株につき2株の割合で、株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区　分 | 第５期 | 第６期 | 第７期 | 第８期<br>(当事業年度) |
|---|---|---|---|---|
| | 2017年９月期 | 2018年９月期 | 2019年９月期 | 2020年９月期 |
| 売上高　(千円) | 880,995 | 1,108,630 | 1,585,922 | 1,655,367 |
| 経常利益　(千円) | 275,741 | 358,339 | 341,530 | 354,607 |
| 当期純利益　(千円) | 197,483 | 461,596 | 276,501 | 1,658,831 |
| １株当たり当期純利益　(円) | 9.19 | 17.78 | 10.11 | 54.66 |
| 純資産　(千円) | 5,468,447 | 5,980,772 | 26,290,053 | 27,020,587 |
| 総資産　(千円) | 5,674,729 | 6,365,224 | 26,670,072 | 28,225,580 |

(注)2017年５月19日開催の取締役会決議により、2017年６月７日付で普通株式１株につき1,000株の割合で、また2019年2月13日開催の取締役会決議により、2019年３月１日付で普通株式1株につき2株の割合で、株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ＢＥＤＯＲＥ | 2,500千円 | 100% | Cloud Intelligence事業 |
| 株式会社アイテック | 10,000千円 | 100% | Mobility & MaaS事業 |

(11) 主要な事業内容

当社グループでは、「未来のソフトウエアを形にする」をコーポレートミッションに、以下を主要な事業としております。

① Mobility & MaaS事業

Smart City化に向けたリアル空間のオペレーションを知能化させていく領域にかかる事業。画像認識に関わるアルゴリズムを活用した新たなサービス・商品の開発、アルゴリズムソフトウエアの販売を行っています。また、株式会社アイテックの有するIoT端末による情報収集から顧客への製品・サービス提供までのバリューチェーンを垂直統合することでアルゴリズムソフトウエアが提供する付加価値を最大化すべく、MaaS領域における様々な取り組みを行っております。

② Cloud Intelligence事業

デジタル空間上で行われる処理を知能化させていく領域にかかる事業。アルゴリズムの活用によるオペレーションのソフトウエア化を進めるニーズ拡大を背景に、アルゴリズムライセンスの積み上げを図っています。また、自動応答エンジン「BEDORE」を中心としたアルゴリズムソフトウエアの拡販を進めております。

(12) 主要な事業所

| | |
|---|---|
| 当社及び子会社 | 東京（東京都文京区） |

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

| 従業員数（名） | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 240名 | 17名増 |

② 当社の従業員数

| 従業員数（名） | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 64名 | 4名増 | 34.63歳 | 2.12年 |

（注）１．従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であります。

２．従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数を含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額

合同会社桜坂１号の借入先の状況

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,321,430千円 |

（注）合同会社桜坂１号は当社の連結子会社であります。

２．株式に関する事項（2020年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　30,319,351株（自己株式360,049株除く）

(3) 株主数　　24,020名

(4) 大株主の状況

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 上野山　勝也 | 9,571,000 | 31.57 |
| 山田　尚史 | 3,560,000 | 11.74 |
| 株式会社ＬＵＣＥ　Ｃａｐｉｔａｌ | 1,106,000 | 3.65 |
| トヨタ自動車株式会社 | 766,600 | 2.53 |
| 特定金外信託受託者<br>株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 | 711,500 | 2.35 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 697,600 | 2.30 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（信託口） | 369,400 | 1.22 |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE<br>（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行） | 307,420 | 1.01 |
| KIA FUND F149<br>（常任代理人　シティバンク銀行株式会社） | 289,200 | 0.95 |
| 株式会社静岡銀行 | 268,500 | 0.89 |

（注）持株比率は自己株式（360,049株）を控除して算出しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ４．会社役員に関する事項（2020年９月30日現在）

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役 | 上野山　勝　也 | |
| 取　締　役 | 山　田　尚　史 | Ｒ＆Ｄ室長 |
| 取　締　役 | 中　田　光　哉 | 経営管理本部長 |
| 取　締　役 | 水　谷　健　彦 | 株式会社ＪＡＭ　代表取締役 |
| 取　締　役 | 吉　田　行　宏 | 株式会社アイランドクレア　代表取締役<br>株式会社ＬＩＦＥ　ＰＥＰＰＥＲ　代表取締役 |
| 常勤監査役 | 藤　岡　大　祐 | |
| 監　査　役 | 下　村　将　之 | 下村総合法律事務所　所長 |
| 監　査　役 | 佐　藤　裕　介 | 株式会社フリークアウト・ホールディングス　取締役<br>ヘイ株式会社　代表取締役社長 |

（注）１．取締役水谷健彦氏及び取締役吉田行宏氏は、社外取締役であります。
２．監査役藤岡大祐氏、監査役下村将之氏及び監査役佐藤裕介氏は、社外監査役であります。
３．監査役藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役下村将之氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。
５．監査役佐藤裕介氏は、上場会社の取締役として企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
６．取締役水谷健彦氏、取締役吉田行宏氏、監査役藤岡大祐氏、監査役下村将之氏、監査役佐藤裕介氏の５氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
７．2019年12月23日開催の第７期定時株主総会終結の時をもって、松島陽介氏は取締役を辞任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（うち社外取締役） | 5名<br>（2名） | 23,178千円<br>（1,650千円） |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>（3名） | 5,400千円<br>（5,400千円） |
| 合計 | 8名 | 28,578千円 |

（注）１．取締役の報酬限度額は2016年12月22日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は2016年12月22日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職先会社名 | 兼職の内容 |
|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 水谷 健彦 | 株式会社ＪAM | 代表取締役 |
| 社外取締役 | 吉田 行宏 | 株式会社アイランドクレア | 代表取締役 |
| | | 株式会社ＬＩＦＥ　ＰＥＰＰＥＲ | 代表取締役 |
| 社外監査役 | 下村 将之 | 下村総合法律事務所 | 所長 |
| 社外監査役 | 佐藤 裕介 | 株式会社フリークアウト・ホールディングス | 取締役 |
| | | ヘイ株式会社 | 代表取締役社長 |

(注) 1．社外取締役水谷健彦氏は株式会社JAMの代表取締役を兼任しており、当社は同社との間に人事コンサルティング契約の取引がありますが、取引は僅少であります。
2．その他重要な兼職先と当社との間に、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況及び発言状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 水谷 健彦 | 当事業年度に開催された取締役会17回中15回に出席致しました。主に事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。 |
| 取締役 | 吉田 行宏 | 2019年12月の就任後に開催された取締役会14回の全てに出席致しました。主に事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 藤岡 大祐 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席致しました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 下村 将之 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席致しました。主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 佐藤 裕介 | 当事業年度に開催された取締役会17回中15回、監査役会13回の全てに出席致しました。主に事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 50,500千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 55,500千円 |

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針について、2016年12月14日開催の取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

b 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

c コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する会議体等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行っている。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

d 代表取締役直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

b 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

b リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。

個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行うものとする。

c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
d 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
b 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
c 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である経営管理本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
b 内部監査室は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
d 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
a 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、本部長等の指揮命令を受けないものとする。
b 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
b 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
c 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
b 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

b 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

c 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、必要に応じて改善を行っております。

②　取締役の職務執行

取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役及び監査役が取締役会に出席いたしました。

③　内部監査

代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

④　監査役監査

監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役、内部監査室、監査法人との間で意見交換を実施し、情報収集及び監査業務への反映に努めました。

# 連結貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 26,199,918 | 流動負債 | 2,227,601 |
| 現金及び預金 | 24,137,073 | 買掛金 | 349,504 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,081,201 | 未払法人税等 | 874,746 |
| 原材料及び貯蔵品 | 398,054 | 賞与引当金 | 78,747 |
| その他 | 586,081 | 製品保証引当金 | 5,823 |
| 貸倒引当金 | △2,492 | その他 | 918,779 |
| 固定資産 | 5,655,231 | 固定負債 | 2,238,044 |
| 有形固定資産 | 1,296,214 | 長期借入金 | 2,151,180 |
| 建物及び構築物 | 304,748 | その他 | 86,864 |
| 土地 | 663,802 | 負債合計 | 4,465,646 |
| その他 | 327,663 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 2,629,771 | 株主資本 | 27,472,029 |
| のれん | 1,936,541 | 資本金 | 18,962 |
| その他 | 693,229 | 資本剰余金 | 25,118,740 |
| 投資その他の資産 | 1,729,245 | 利益剰余金 | 3,291,337 |
| 投資有価証券 | 1,255,594 | 自己株式 | △957,010 |
| その他 | 473,651 | その他の包括利益累計額 | △35,085 |
| 繰延資産 | 49,536 | その他有価証券評価差額金 | △35,085 |
| | | 新株予約権 | 2,095 |
| | | 純資産合計 | 27,439,040 |
| 資産合計 | 31,904,686 | 負債純資産合計 | 31,904,686 |

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

（単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 7,393,669 |
| 売上原価 | | 4,549,293 |
| 売上総利益 | | 2,844,376 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,209,666 |
| 営業利益 | | 634,709 |
| 営業外収益 | | |
| 受取家賃 | 16,541 | |
| 持分法による投資利益 | 9,770 | |
| 移転補償金 | 14,985 | |
| その他 | 10,394 | 51,693 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 29,972 | |
| 株式交付費償却 | 33,533 | |
| 支払手数料 | 1,913 | |
| その他 | 18,009 | 83,429 |
| 経常利益 | | 602,973 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 2,622,221 | 2,622,221 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 432,170 | |
| 固定資産除却損 | 61,405 | |
| その他 | 24,987 | 518,563 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 2,706,631 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,127,989 | |
| 法人税等調整額 | △175,164 | 952,825 |
| 当期純利益 | | 1,753,805 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 1,753,805 |

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 12,554,220 | 12,553,220 | 1,537,531 | ― | 26,644,971 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 15,131 | 15,131 | | | 30,262 |
| 自己株式の取得 | | | | △957,010 | △957,010 |
| 資本金から資本剰余金への振替 | △12,550,389 | 12,550,389 | | | ― |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,753,805 | | 1,753,805 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | △12,535,257 | 12,565,520 | 1,753,805 | △957,010 | 827,057 |
| 当期末残高 | 18,962 | 25,118,740 | 3,291,337 | △957,010 | 27,472,029 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 5,567 | 5,567 | 2,371 | 26,652,911 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 30,262 |
| 自己株式の取得 | | | | △957,010 |
| 資本金から資本剰余金への振替 | | | | ― |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 1,753,805 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △40,652 | △40,652 | △275 | △40,928 |
| 当期変動額合計 | △40,652 | △40,652 | △275 | 786,129 |
| 当期末残高 | △35,085 | △35,085 | 2,095 | 27,439,040 |

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数

８社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社ＢＥＤＯＲＥ、株式会社アイテック

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当ありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

１社

関連会社の名称

PKSHA SPARXアルゴリズム1号投資事業有限責任組合

持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社数　３社

主要な関連会社の名称

株式会社たびらく、株式会社TOKI

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

３．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

| | |
|---|---|
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

たな卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | ３年～45年 |
| 工具、器具及び備品 | ２年～15年 |
| その他 | ３年～15年 |

② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 自社利用のソフトウエア | ５年 |

(3) 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費　　３年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③　製品保証引当金

販売した製品の修理・交換による費用支出に備えるため、過去の実績をもとに発生見込額を見積り計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

開発プロジェクトに係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　のれんの償却方法及び償却期間

のれんは５～20年で均等償却しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　948,577千円

担保資産及び担保付債務

(1)　担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 732,881千円 |
| 建物及び構築物 | 19,655 〃 |
| 土地 | 335,890 〃 |
| 計 | 1,088,426 〃 |

(2)　担保に係る負債

長期借入金（一年内返済予定含む）　2,321,430千円

また、上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部（連結相殺消去前帳簿価額1,851,000千円）を長期借入金の担保に供しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 区分 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度期末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 30,430,200株 | 249,200株 | ― | 30,679,400株 |
| 合計 | 30,430,200株 | 249,200株 | ― | 30,679,400株 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | ― | 360,049株 | ― | 360,049株 |
| 合計 | ― | 360,049株 | ― | 360,049株 |

（注）１．普通株式の発行済株式の増加249,200株は新株予約権の行使によるものであります。

２．普通株式の自己株式の増加360,049株は市場買付による増加360,000株及び単元未満株式の買取による増加49株によるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　　1,376,000株

(金融商品に関する注記)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。なお、資金運用については安全性を重視し、短期的な預金等の金融資産に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する株式等であり、発行体のリスクに晒されております。なお、外貨建ての投資有価証券については為替の変動リスクにも晒されております。

買掛金及び未払法人税等は、一年以内の支払期日となっております。

長期借入金の使途は主にM&Aに必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等の把握に努め、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

| | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 24,137,073 | 24,137,073 | ― |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 1,081,201 | | |
| 貸倒引当金(※) | △2,492 | | |
| | 1,078,709 | 1,078,709 | ― |
| (3) 投資有価証券 | 71,380 | 71,380 | ― |
| 資産計 | 25,287,163 | 25,287,163 | ― |
| (1) 買掛金 | 349,504 | 349,504 | ― |
| (2) 未払法人税等 | 874,746 | 874,746 | ― |
| (3) 長期借入金 | 2,332,870 | 2,339,220 | 6,350 |
| 負債計 | 3,557,121 | 3,563,472 | 6,350 |

(※) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(一年以内返済予定のものを含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 745,398千円 |
| 投資事業組合への出資持分 | 438,815〃 |

非上場株式及び投資事業組合への出資持分については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注３)長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 181,690 | 181,690 | 181,690 | 180,650 | 178,570 | 1,428,580 |

(１株当たり情報に関する注記)

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産 | 904.93円 |
| １株当たり当期純利益 | 57.79円 |

(企業結合等に関する注記)

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2019年７月31日に行われた株式アイドラ（アイドラグループ３社は、2020年１月1日付けで株式アイドラ及び昭立工業株式会社を消滅会社、株式会社アイテックを存続会社とする吸収合併を行っております）との企業結合において前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において確定しております。

なお、取得原価の当初配分額に重要な修正は生じておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 23,580,617 | 流動負債 | 1,204,992 |
| 現金及び預金 | 23,020,023 | 買掛金 | 134,492 |
| 売掛金 | 345,102 | 未払金 | 48,040 |
| 前払費用 | 28,251 | 未払費用 | 53,926 |
| その他 | 189,255 | 未払法人税等 | 863,300 |
| 貸倒引当金 | △2,015 | 前受金 | 3,870 |
| 固定資産 | 4,595,426 | 預り金 | 7,698 |
| 有形固定資産 | 749,062 | 賞与引当金 | 17,991 |
| 建物 | 273,531 | 資産除去債務 | 23,150 |
| 工具、器具及び備品 | 128,677 | その他 | 52,523 |
| 土地 | 327,912 | 負債合計 | 1,204,992 |
| その他 | 18,939 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 66,321 | 株主資本 | 27,022,982 |
| ソフトウエア | 66,264 | 資本金 | 18,962 |
| その他 | 57 | 資本剰余金 | 25,118,740 |
| 投資その他の資産 | 3,780,042 | 資本準備金 | 12,568,351 |
| 投資有価証券 | 302,196 | その他資本剰余金 | 12,550,389 |
| 関係会社株式 | 2,032,768 | 利益剰余金 | 2,842,289 |
| 繰延税金資産 | 234,447 | その他利益剰余金 | 2,842,289 |
| 長期貸付金 | 1,100,000 | 繰越利益剰余金 | 2,842,289 |
| その他 | 110,631 | 自己株式 | △957,010 |
| 繰延資産 | 49,536 | 評価・換算差額等 | △4,490 |
| 株式交付費 | 49,536 | その他有価証券評価差額金 | △4,490 |
| | | 新株予約権 | 2,095 |
| | | 純資産合計 | 27,020,587 |
| 資産合計 | 28,225,580 | 負債純資産合計 | 28,225,580 |

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 1,655,367 |
| 売上原価 | | 942,627 |
| 売上総利益 | | 712,740 |
| 販売費及び一般管理費 | | 528,734 |
| 営業利益 | | 184,005 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 11,730 | |
| 経営管理料 | 188,525 | |
| その他 | 17,022 | 217,279 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,947 | |
| 株式交付費償却 | 33,533 | |
| 投資事業組合運用損 | 2,473 | |
| 支払手数料 | 1,913 | |
| その他 | 5,809 | 46,677 |
| 経常利益 | | 354,607 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 2,622,221 | 2,622,221 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 432,170 | |
| その他 | 65,900 | 498,070 |
| 税引前当期純利益 | | 2,478,758 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,006,311 | |
| 法人税等調整額 | △186,384 | 819,927 |
| 当期純利益 | | 1,658,831 |

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 12,554,220 | 12,553,220 | ― | 12,553,220 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 15,131 | 15,131 | | 15,131 |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 資本金から資本剰余金への振替 | △12,550,389 | | 12,550,389 | 12,550,389 |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | △12,535,257 | 15,131 | 12,550,389 | 12,565,520 |
| 当期末合計 | 18,962 | 12,568,351 | 12,550,389 | 25,118,740 |

| | 株主資本 | | | 株主資本合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 1,183,458 | 1,183,458 | ― | 26,290,898 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 30,262 |
| 自己株式の取得 | | | △957,010 | △957,010 |
| 資本金から資本剰余金への振替 | | | | ― |
| 当期純利益 | 1,658,831 | 1,658,831 | | 1,658,831 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,658,831 | 1,658,831 | △957,010 | 732,083 |
| 当期末合計 | 2,842,289 | 2,842,289 | △957,010 | 27,022,982 |

（単位：千円）

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △3,216 | △3,216 | 2,371 | 26,290,053 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 30,262 |
| 自己株式の取得 | | | | △957,010 |
| 資本金から資本剰余金への振替 | | | | ― |
| 当期純利益 | | | | 1,658,831 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △1,273 | △1,273 | △275 | △1,549 |
| 当期変動額合計 | △1,273 | △1,273 | △275 | 730,533 |
| 当期末合計 | △4,490 | △4,490 | 2,095 | 27,020,587 |

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
１．重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式　　移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のないもの　移動平均法による原価法

２．重要な固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、建物(附属設備を除く)及び2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　３年～45年
工具、器具及び備品　　３年～15年
その他　　３年～10年

(2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウエア　　５年

３．重要な繰延資産の処理方法
株式交付費　　３年間で均等償却しております。

４．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額　160,941千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 193,106千円 |
| 短期金銭債務 | 57,722千円 |
| 長期金銭債権 | 1,100,000千円 |

３．担保資産

関係会社株式　1,851,000千円

上記の関係会社株式は、子会社である合同会社桜坂１号の長期借入金（一年内返済予定含む）2,321,430千円の担保に供しております。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

| | |
|---|---|
| 営業取引（収入分） | 33,901千円 |
| 営業取引（支出分） | 104,489千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 200,038千円 |

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 未払事業税 | 61,890千円 |
| 賞与引当金 | 5,871〃 |
| 資産除去債務 | 11,509〃 |
| 投資有価証券評価損 | 151,171〃 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,374〃 |
| その他 | 1,629〃 |
| 繰延税金資産小計 | 234,447千円 |
| 評価性引当額 | ―　〃 |
| 繰延税金資産合計 | 234,447千円 |
| （繰延税金負債） | |
| 繰延税金負債合計 | ― 千円 |
| 繰延税金資産純額 | 234,447千円 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 34.59％ |
| （調整） | |
| 税額控除 | △1.15％ |
| 住民税均等割等 | 0.15％ |
| その他 | △0.52％ |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 33.08％ |

（関連当事者との取引に関する注記）

１．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

２．役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

３．子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社ＢＥＤＯＲＥ | （所有）直接100% | 役員の兼任<br>業務委託<br>管理業務受託 | 管理業務受託（注1） | 160,207 | 未収入金 | 17,332 |
| 子会社 | 合同会社ＰＫＳＨＡＴｅｃｈｎｏｌｏｇｙＣａｐｉｔａｌ | （所有）直接100% | 役員の兼任<br>業務委託<br>管理業務受託 | 資金の貸付（注2） | 100,000 | 長期貸付金 | 1,100,000 |
| 子会社 | 合同会社桜坂１号 | （所有）直接100% | 役員の兼任<br>資金の提供 | 有価証券の担保提供 | 1,851,000 | ― | ― |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、子会社との間で締結された契約に基づき決定しております。

（注2）価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（注3）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産 | 891.13円 |
| １株当たり当期純利益 | 54.66円 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社PKSHA Technology
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 植　草　　寛 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　太　基 | ㊞ |

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社PKSHA Technologyの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PKSHA Technology及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社PKSHA Technology
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 植　草　　寛 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　太　基 | ㊞ |

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社PKSHA Technologyの2019年10月１日から2020年９月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月24日

株式会社ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　藤　岡　大　祐　㊞

社外監査役　下　村　将　之　㊞

社外監査役　佐　藤　裕　介　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由

当社は、企業価値の向上を図る観点から、取締役会において議決権を行使することができる監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)を選任し、監査・監督機能を一層強化することを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、定款の一部を 変更するものであります。

さらにこれらの変更に伴う条数の変更も行うものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部が変更箇所であります。）

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 第１章　総則<br>第１条～第３条（条文省略）<br><br>（機関）<br>第４条<br>当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。<br>１．取締役会<br>２．監査役<br>３．監査役会<br>４．会計監査人<br><br>第５条（条文省略）<br><br>第２章 株 式<br>第６条～第１１条（条文省略）<br><br>第３章 株 主 総 会<br>第１２条～第１７条（条文省略）<br><br>第４章 取締役及び取締役会<br>（員数）<br>第１８条<br>当会社の取締役は、５名以内とする。<br><br>（選任方法）<br>第１９条<br>取締役は、株主総会において選任する。<br><br>２　（条文省略）<br>３　（条文省略） | 第１章　総則<br>第１条～第3条（現行どおり）<br><br>（機関）<br>第４条<br>当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。<br>１．取締役会<br>２．監査等委員会<br>３．会計監査人<br><br>第５条（現行どおり）<br><br>第２章 株 式<br>第６条～第１１条（現行どおり）<br><br>第３章 株 主 総 会<br>第１２条～第１７条（現行どおり）<br><br>第４章 取締役及び取締役会<br>（員数）<br>第１８条<br>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、５名以内とする。<br>２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。<br><br>（選任方法）<br>第１９条<br>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。<br>２　（現行どおり）<br>３　（現行どおり） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （任期）<br>第２０条<br>取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br><br>２ 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の終了の時までとする。 | （任期）<br>第２０条<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br>２　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>３　補欠の監査等委員である取締役の予備の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| （代表取締役及び役付取締役）<br>第２１条<br>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br><br>２　（条文省略） | （代表取締役及び役付取締役）<br>第２１条<br>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。<br><br>２　（現行どおり） |
| 第２２条（条文省略） | 第２２条（現行どおり） |
| （取締役会の招集通知）<br>第２３条<br>取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第２３条<br>取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 |
| （取締役会の決議方法）<br>第２４条～第２５条（条文省略） | （取締役会の決議方法）<br>第２４条～第２５条（現行どおり） |
| （新設） | （重要な業務執行の決定の委任）<br>第２６条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （報酬等）<br>第２６条<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）等は、株主総会の決議により定める。 | （報酬等）<br>第２７条<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。 |
| （取締役の責任免除）<br>第２７条（条文省略） | （取締役の責任免除）<br>第２８条（現行どおり） |
| 第５章 監査役及び監査役会 | （削除） |
| （員数）<br>第２８条<br>当会社の監査役は、５名以内とする。 | （削除） |
| （選任方法）<br>第２９条<br>監査役は、株主総会において選任する。<br>２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削除） |
| （任期）<br>第３０条<br>監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削除） |
| （報酬等）<br>第３１条<br>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | （削除） |
| （補欠監査役の選任に係る決議の効力）<br>第３２条<br>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 | （削除） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （常勤の監査役）<br>第３３条<br>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | （削除） |
| （監査役会の招集通知）<br>第３４条<br>監査役会招集の通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | （削除） |
| （監査役会の決議方法）<br>第３５条<br>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 | （削除） |
| （監査役会規程）<br>第３６条<br>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削除） |
| （監査役の責任免除）<br>第３７条<br>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。<br>２　当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | （削除） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新設）<br>（新設） | 第５章 監査等委員会<br>（常勤の監査等委員）<br>第２８条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 |
| （新設） | （監査等委員会の招集手続）<br>第２９条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。<br>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新設） | （監査等委員会規程）<br>第３０条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めが あるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。 |
| 第６章 会計監査人<br>（選任方法）<br>第３８条～３９条（条文省略） | 第６章 会計監査人<br>（選任方法）<br>第３１条～３２条（条文省略） |
| 第７章 計 算<br>（事業年度）<br>第４０条～４２条（条文省略） | 第７章 計 算<br>（事業年度）<br>第３３条～３５条（条文省略） |
| （新設）<br>（新設） | 附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、2020年12月開催の第８回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める限度で免除することができる。 |

**第２号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件**

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（５名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 上野山　勝　也<br>(1982年７月18日生) | 2007年４月　㈱ボストンコンサルティンググループ入社<br>2012年10月　㈱ＡｐｐＲｅＳｅａｒｃｈ設立(現当社)取締役<br>2014年４月　東京大学 消費インテリジェンス寄付講座特任助教<br>2016年４月　㈱PKSHA Capital(現㈱LUCE Capital)代表取締役(現任)<br>2016年６月　当社代表取締役(現任)<br>2016年10月　㈱ＢＥＤＯＲＥ取締役(現任)<br>2019年７月　㈱アイテック取締役(現任)<br>2020年11月　㈱ＡｌｇｏＮａｕｔ代表取締役(現任) | 10,677,000株 |
| 2 | 中　田　光　哉<br>(1983年３月24日生) | 2005年４月　ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券㈱)入社<br>2008年12月　㈱アドバンテッジパートナーズ入社<br>2014年11月　Taizen Capital Pte.Ltd.入社<br>2017年８月　当社入社<br>2018年12月　当社取締役(現任)<br>2019年７月　㈱アイテック取締役(現任) | 6,400株 |
| 3 | 水　谷　健　彦<br>(1973年１月31日生) | 1995年４月　㈱山野楽器入社<br>1997年１月　㈱テイハツ入社<br>1997年５月　㈱グランドベスト入社<br>1997年８月　㈱リクルート人材センター(現㈱リクルートキャリア)入社<br>2001年４月　㈱リンクアンドモチベーション入社<br>2008年３月　㈱リンクアンドモチベーション取締役<br>2013年５月　㈱ＪＡＭ設立代表取締役(現任)<br>2015年１月　㈱フィールドマネージメント・ヒューマンリソース取締役<br>2017年６月　当社社外取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>㈱ＪＡＭ代表取締役 | ―株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 吉田行宏<br>(1958年５月28日生) | 1983年５月　㈱赤トリヰ入社<br>1994年12月　㈱MACプロジェクツ設立代表取締役<br>1996年１月　㈱ガリバーインターナショナル入社<br>1996年５月　㈱ガリバーインターナショナル取締役<br>2012年８月　㈱アイランドクレア設立代表取締役(現任)<br>2014年２月　㈱FiNC社外取締役(現任)<br>2014年４月　㈱LIFE PEPPER設立代表取締役(現任)<br>2016年６月　ライフスタイルアクセント㈱取締役(現任)<br>2016年９月　㈱POL取締役就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>㈱アイランドクレア代表取締役<br>㈱LIFE PEPPER代表取締役 | 2,600株 |

(注) １.当社は水谷健彦氏及び吉田行宏氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

２.水谷健彦及び吉田行宏の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

３.水谷健彦及び吉田行宏の両氏は企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

４.水谷健彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年６ヶ月となります。

５.吉田行宏氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年となります。

６.各監査等委員でない取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2020年９月30日現在のものであります。

７.上野山氏が所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社LUCE Capitalが所有する株式数を含んでおります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第１議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 藤岡大祐（1981年７月８日生） | 2004年12月　新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所<br>2014年１月　㈱ヤマトキャピタルパートナーズ(現㈱YCP Solidiance)入社<br>2016年６月　当社監査役(現任)<br>2016年10月　㈱ＢＥＤＯＲＥ監査役(現任)<br>2018年６月　㈱日本医療データセンター(現㈱ＪＭＤＣ)監査役<br>2018年12月　ログリー㈱社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2019年４月　㈱ＪＭＤＣ社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2020年４月　ヒューマンライフコード㈱監査役(現任) | 10,000株 |
| 2 | 下村将之（1981年10月14日生） | 2014年２月　下村総合法律事務所設立 所長(現任)<br>2016年６月　当社監査役(現任)<br>2018年11月　㈱リンケージ社外監査役<br>2020年６月　NKメディコ㈱社外取締役(監査等委員)(現任) | ―株 |
| 3 | 佐藤裕介（1984年４月25日生） | 2008年４月　グーグル㈱入社<br>2011年５月　㈱フリークアウト(現㈱フリークアウト・ホールディングス)入社<br>2012年６月　㈱フリークアウト(現㈱フリークアウト・ホールディングス)取締役<br>2016年12月　当社監査役(現任)<br>2017年１月　㈱フリークアウト・ホールディングス代表取締役社長<br>2018年２月　㈱フリークアウト・ホールディングス取締役(現任)<br>2018年２月　㈱ヘイ代表取締役(現任) | ―株 |

（注）１.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.当社は藤岡大祐氏、下村将之氏及び佐藤裕介氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。各候補者の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
３.藤岡大祐氏、下村将之氏及び佐藤裕介氏の各候補者は社外取締役候補者であります。なお、当社は、各候補者を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４.藤岡大祐氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
５.下村将之氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
６.佐藤裕介氏は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
７.藤岡大祐氏及び下村将之氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年６ヶ月となります。
８.佐藤裕介氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
９.各監査等委員である取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2020年９月30日現在のものであります。

第４号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2016年12月22日開催の定時株主総会において、「年額100,000千円以内」と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額100,000千円以内とすることにつきお諮りするものです。

現在の取締役は５名でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「監査等委員でない取締役４名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は４名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第１項および第２項項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額30,000千円以内と定めることとしたく存じます。

第１号議案および第３号議案の効力が生じますと、監査等委員である取締役は３名となる予定です。

本議案は、第１号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

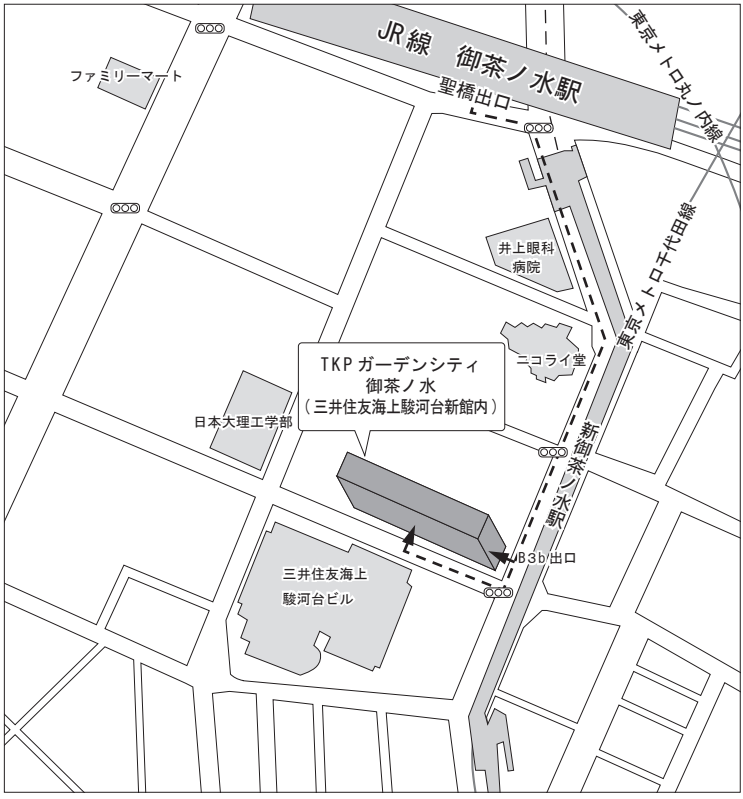
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区神田駿河台三丁目11番１号
三井住友海上駿河台新館３Ｆ
ＴＫＰガーデンシティ御茶ノ水ジョイント３Ａ＋３Ｂ＋３Ｃ
電話（03）5283―6211




- ＪＲ「御茶ノ水駅」聖橋出口 徒歩４分
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」Ｂ３b出口 直結
- 都営新宿線「小川町駅」Ｂ３b出口 直結
- 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」Ｂ３b出口 直結